

# 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）事業所

重要事項説明書（令和6年6月1日現在）

## 1. 事業所の概要

### （1）事業所の名称等

・開設主体	社会医療法人 将道会
・事業所名	総合南東北病院
・開設年月日	平成12年4月1日
・所在地	宮城県岩沼市里の杜一丁目2番5号
・電話番号	0223（23）3151
・ファクシミリ番号	0223（23）3150
・管理者名	院長 西村真実
・介護保険指定番号	0411110273

### （2）事業所の目的と運営方針

#### 【目的】

要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある利用者に対し、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を確保する事を目的とします。

#### 【運営方針】

- ①要介護状態の利用者に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより心身の維持回復を図るように努めます。
- ②要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ③利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行います。
- ④事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束の適正化、感染の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じ、利用者の意志及び人格を尊重したサービスの提供に努めます。
- ⑤事業所では、地域の中核となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスを受けることができるよう、できる限り努めます。

- ⑥感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ⑦（介護予防）訪問リハビリテーションを提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

### （3）事業所の職員構成及び職務

- ① 管理者（医師）1名（南東北病院院長兼務）

管理者は、事業所職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。  
また、職員に必要な指揮命令を行う。

- ② 理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士1名以上

（常勤及び非常勤で専従及び兼務の職員を含む）

医師の指示及びリハビリテーション計画に基づき、居宅で自立した日常生活を営むのに必要な心身機能の維持回復、またはその悪化を防止するための訓練を行う。

### 2. 営業日、営業時間、訪問地区

- ・営業日 月曜日から金曜日まで（祝祭日、12/31～1/3を除く）
- ・営業時間 午前8：30～午後5：00まで
- ・訪問地区 通常の事業実施区域は岩沼市・名取市・柴田町・亶理町の区域とする。  
※なお、気象状況や交通事情、天災等によりやむを得ず訪問時間を大幅に変更する場合や、お休みさせていただく場合がございます。

### 3. サービス内容

- （1） 理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が利用者のご自宅を訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものになるように、身体面・精神面・社会的側面等からサービスの提供を医師の指示に基づき行います。
- （2） 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成にあたっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握するものとする。

#### 《手順》

- ① 利用の申込
- ② 医師からの指示
- ③ 心身の状況等の把握
- ④ リハビリテーションカンファレンスの実施
- ⑤ 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取り【義務化】
- ⑥ リハビリテーション計画の作成
- ⑦ 利用者・家族への説明と同意
- ⑧ リハビリテーションマネジメントに基づくリハビリテーションの実施

⑨ 関連機関への情報提供

4. 介護保険証・負担割合証の確認

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用にあたっては、介護保険証・負担割合証を確認させていただきます。また、利用期間中に保険証・負担割合証に変更があった場合には、速やかにお申し出ください。

5. 第三者評価の実施状況

- (1) 実施状況： 実施 ・ **未実施**  
(2) 実施年月日： 年 月 日  
(3) 実施評価機関名称：  
(4) 評価機関の開示状況：

6. 利用料金（自己負担分）

(1) 基本料金（介護保険給付の自己負担額、1割・2割・3割負担の場合）

※（1回20分以上のサービス、1週に6回が限度）

① 利用料(要介護)

- ・訪問リハビリテーション費（20分実施） 1割負担・2割負担・3割負担  
308円・616円・924円

② 利用料(要支援)

- ・介護予防訪問リハビリテーション費（20分実施） 1割負担・2割負担・3割負担  
298円・596円・894円

(2) 加算料金（1割・2割・3割負担の場合）

①（要介護・要支援共通）

- ・短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）

退院（所）日または認定日から起算して3月以内の期間

※（退院（所）に限り、1回20分以上のサービス、1週に12回まで可能）

- 1割負担・2割負担・3割負担  
200円・400円・600円

- ・サービス提供体制強化加算（1回につき）

※利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上在籍する場合 1割負担・2割負担・3割負担

サービス提供体制加算（Ⅰ） 6円・ 12円・ 18円

サービス提供体制加算（Ⅱ） 3円・ 6円・ 9円

- ・退院時共同指導加算（当該退院につき1回）

※退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に初回の訪問リハビリテーションを行った場合 600円・1200円・1800円

## ②(要介護)

### ・リハビリテーションマネジメント加算(1月につき)

\*指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメントとして次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1割負担・2割負担・3割負担

リハビリテーションマネジメント加算(イ) 180円・360円・540円

リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 213円・426円・639円

さらに事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合

270円・540円・810円

### ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1日につき)

退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に、1週間に2日を限度

240円・480円・720円

### ・移行支援加算(1日につき)

17円・34円・51円

\*指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間の末日が属する年度の次の年度内に限り、所定単位数を加算する。

### ・口腔連携強化加算(1月に1回限り)

※口腔の健康状態評価し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合

50円・100円・150円

## ③(要支援)

### ・口腔連携強化加算(1月に1回限り)

※口腔の健康状態評価し、利用者の同意を得て、歯科医療機関(連携して対応する必要性がないと認められた場合は除く。)及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合

50円・100円・150円

### (3) 減算料金(1割・2割・3割負担の場合)

#### ①(要介護・要支援共通)

・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1を減算

・業務継続計画未策定減算 所定単位数の100分の1を減算

・事業所の医師の診察未実施減算(1回につき) 50円・100円・150円

<減算を適用しない要件>

(ア)医療機関に入院し、当該医療機関の医師が診療を行い、医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からリハビリの提供を受けた利用者

(イ)当該利用者の退院日から1月以内の訪問リハビリの提供

#### ②(要支援)

・12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は減算(1回につき)

30円・60円・90円

<減算を適用しない要件>

(ア) 3月に1回以上、リハビリ会議を開催し、会議の内容を記録・共有し、介護予防リハビリテーション計画を見直す。

(イ) リハビリ計画書を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用する。

(参考：1割負担の場合 (要介護) 40分実施にて・・・628円、  
60分実施にて・・・942円)  
(要支援) 40分実施にて・・・608円、  
60分実施にて・・・912円)

※但し、制度改正に伴い65歳以上の方で一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割もしくは3割になります。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

その他の料金

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用は、お客様の負担となりますので、ご了承ください。

訪問する際は車にて訪問致しますので、車輛の駐車スペースの確保をお願い致します。

駐車スペースが確保できない場合は、付近の公共・民間駐車場を利用致しますが、その料金につきましてはお客様での負担となりますので、ご了承ください。

(7) 交通費

・岩沼市と名取市・柴田町・亘理町の区域の方

原則として交通費はかかりません。

・上記以外の方

自動車の場合、上記区域を超えた場所からの走行距離を計測し、1km毎に11円 (消費税込み) を算定いたします。(交通費については全額自己負担となります)

・公共の交通機関利用の場合、実費となります。

(8) 支払い方法

・利用料の請求書発行は以下のとおりです。

月1回 月末締め 翌月の10日に発行

口座引き落とし 毎月4日頃

・請求書は訪問時に事業所職員がお持ちいたしますので、口座引き落とし前日までに指定された金融機関へのご入金をお願いいたします。引き落としの確認後、領収書をお持ちいたします。

・口座引き落とし以外の支払い方法については、ご相談下さい。

・但し、締め切り日から発行日までの間に土日・祝日がある場合には、発行日が多少前後する場合がありますのでご了承下さい。

## (9) 連帯保証人

- ①連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- ②前項の連帯保証人の負担は、極度額 50,000 円を限度とします。
- ③連帯保証人が負担する元本は、利用者のサービス終了及び利用者及び連帯保証人の死亡時に確定するものとします。
- ④連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく、利用者等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、すべての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

## 7. 利用日の変更について

諸事情により、訪問日時の変更を希望される方は、訪問日の前日までに当事業所までご連絡下さい。訪問時間直前での予定変更は対応いたしかねる場合があります。

## 8. 虐待防止に関する事項について

利用者の人権擁護、虐待等の防止について以下の通り必要な措置を講じます。

- (1) 研修などを通じて従業者の人権意識の知識と技術の向上に努めます。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情対応体制を整えます。
- (3) サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告します。

## 9. ハラスメント対策について

- (1) サービス利用中に利用者及びその家族が訪問した職員に対し、暴力やハラスメント行為を行った場合にはサービスを中止します。状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除することがあります。
- (2) ハラスメント行為とは、暴言で威嚇する、怒鳴る、叩く、蹴る、身体を触る、押さえつける性的な発言をする等の行為です。

## 10. その他

不明な点、要望、苦情等に関しましては、遠慮なくお申し出下さい。